

四日市市告示第143号

四日市市粗大ごみ戸別収集用証紙取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市粗大ごみ戸別収集用証紙取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市粗大ごみ戸別収集用証紙取扱要綱（平成13年四日市市告示第337号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（証紙の買受請求）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 証紙買受請求書の提出場所は、環境部<u>環境事業課</u>とする。</p>	<p>（証紙の買受請求）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 証紙買受請求書の提出場所は、環境部<u>生活環境課</u>とする。</p>
<p>（証紙の管理）</p> <p>第13条 環境部<u>環境事業課長</u>は、粗大ごみ戸別収集用証紙受払出納簿（第10号様式）及び粗大ごみ戸別収集用証紙交付整理簿（第11号様式）を備え、その交付の状況を明らかにしておくものとする。</p> <p>2 環境部<u>環境事業課長</u>は、証紙の保管及び受け払いについて、厳重に管理するものとする。</p>	<p>（証紙の管理）</p> <p>第13条 環境部<u>生活環境課長</u>は、粗大ごみ戸別収集用証紙受払出納簿（第10号様式）及び粗大ごみ戸別収集用証紙交付整理簿（第11号様式）を備え、その交付の状況を明らかにしておくものとする。</p> <p>2 環境部<u>生活環境課長</u>は、証紙の保管及び受け払いについて、厳重に管理するものとする。</p>

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（環境部生活環境課）